

大和市告示第56号

大和市飲用井戸衛生管理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市飲用井戸衛生管理要綱の一部を改正する要綱

大和市飲用井戸衛生管理要綱（平成25年大和市告示第64号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「大腸菌」の次に「、亜硝酸態窒素」を、「亜硝酸態窒素」の次に「、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン」を加え、「及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン」を削る。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。